

令和6年11月5日

洲本市長 上崎 勝規 様

洲本市下水道事業審議会

会長 蒲生 武志

適正な下水道使用料及びコミュニティ・プラント施設使用料の在り方について（答申）

令和6年5月30日付けで諮問がありました「適正な下水道使用料及びコミュニティ・プラント施設使用料の在り方について（諮問）」について、当審議会では慎重に審議した結果を別紙のとおり答申する。

答 申 書

1. はじめに

下水道事業は、「浸水防除」、「公衆衛生の向上」、「公共用水域の水質保全」を大きな目的として事業実施されており、快適な生活を維持するために欠かすことのできない生活インフラの一つである。

洲本市の下水道事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、コミュニティ・プラント事業の運営を行っており、公共下水道事業は平成5年度から、特定環境保全公共下水道事業は平成11年度から、コミュニティ・プラント事業は平成8年度からそれぞれ供用が開始された。

また、下水道事業は公営企業として運営していることから、「独立採算の原則」が適用され、汚水処理に係る経費は下水道使用料で賄う必要があるが、今後、使用料収益の見込みは、人口減少や節水機器の普及等から、ほぼ横ばいであると推測される。

一方で、昨今の人件費、資材及び燃料費等の高騰や施設の老朽化に伴う更新費用の増高により、汚水処理費用は増加傾向にある。

このような状況を踏まえ、洲本市長より適正な下水道使用料及びコミュニティ・プラント施設使用料の在り方について諮問を受け、慎重に審議を重ねた結果を以下に答申する。

2. 下水道使用料の在り方

洲本市の下水道使用料は、洲本市と五色町の市町合併時に使用料を統一するために改定がなされたが、その後18年間は改定が行われていない。この間、職員数の削減や施設の統廃合等を実施することにより、経費削減に取り組んでいるが、現行の下水道使用料では、昨今の人件費、資材及び燃料費高騰等に対応することはできず、汚水処理費用を賄うことができていない状況である。

そのため、下水道事業の経営を維持することを目的として、国が定める繰出基準以外の補助金（基準外繰出金）を一般会計から受けており、使用料収入が伸びなければ、今後も基準外繰出金は増加すると見込まれる。

このような状況下において、下水道事業の経営を最も端的に表している指標の経費回収率（汚水処理費用に対する使用料収入の割合）は令和5年度で84.0%であり、100%を達成するためには、下水道使用料の改定は実施せざるを得ないとの結論に至った。

3. 使用料算定期間

使用料算定期間とは、財政計画等の計画期間における収支見通しを踏まえて、下水道使用料算定のために使用料対象経費を算定する期間のことで、一般的に3年から5年程度に設定することが適当とされている（「下水道使用料算定の考え方 2016年度版（日本下水道

協会)J)。

今回の改定においては、使用料算定期間は5年間（令和8年度から令和12年度）とする。

4. 改定率

今回の改定では、使用料算定期間における経費回収率を100%とすることを目標とすることから、改定率は30%とする。

・一般汚水

(消費税抜)

		改正前	改正後
基本使用料		900 円	1,170 円
従量使用料 (1 m ³ あたり)	0～10 m ³	20 円	26 円
	11～30 m ³	120 円	156 円
	31～50 m ³	140 円	182 円
	51～100 m ³	160 円	208 円
	101～300 m ³	210 円	273 円
	301 m ³ 以上	230 円	299 円

・公衆浴場汚水

(消費税抜)

		改正前	改正後
基本使用料		900 円	1,170 円
従量使用料 (1 m ³ あたり)		110 円	143 円

5. 改定の時期

住民への十分な周知期間等を考慮し、令和 8 年 4 月使用分に対する下水道使用料から適用する。

6. 附帯意見

(1) 住民への周知・広報

受益者負担の観点から、下水道使用料の改定は必要であるが、住民に対し、十分な理解が得られるように下水道事業の現状や使用料改定の必要性について、周知・広報に努めること。

(2) 経費削減の取組

職員数の削減や施設の統廃合により、経費の削減を実施しているが、今後も汚水処理経費の増加が見込まれているため、より一層の経費削減に取り組むこと。

(3) 水洗化率の向上

下水道供用開始区域内の未接続者に対して、下水道への接続を促し、水洗化率の向上を図り、使用料収入の確保を図ること。

(4) 今後の下水道使用料の検討

洲本市の下水道使用料は、洲本市と五色町の合併時に改定されているが、その後 18 年間、下水道使用料の改定について検討がなされていない状況であった。今後、下水道使用料の改定が、使用者に過度な負担とならないよう、適正な下水道使用料の在り方について、概ね 5 年を目途に、定期的な検討を実施すること。

また、社会情勢等の変化により、経営の悪化が懸念される場合、下水道使用者に過度な負担とならないよう、早い段階からの使用料改定に関して検討する等、臨機応変に対応すること。

(5) 下水道施設の耐震化対策

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震では、上下水道施設に甚大な被害が発生し、上下水道施設において耐震化が未実施であったこと等により、復旧が長期化している。

今後発生すると想定されている「南海トラフ巨大地震」への対策として、下水道施設の耐震化を計画的に推進し、安定した下水道サービスの提供に努めること。

7. 結び

本審議会では洲本市下水道事業が安定的・継続的に下水道サービスの提供ができるよう、適正な下水道使用料及びコミュニティ・プラント施設使用料の在り方について審議し、

基本的な方向性を示した。

今後、人口減少等による使用料収入の減少が見込まれる一方で、施設の適正管理及び老朽化に伴う修繕・更新を計画的に行う必要があり、下水道事業経営の先行きは非常に困難なものと推測されるが、経費削減や水洗化促進に努め、健全な事業運営を図られることを強く要望する。

令和6年度 洲本市下水道事業審議会 審議経過

	日時・場所	審議内容
第1回	令和6年5月30日(木) 午後1時30分から 洲本市役所4階 災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の現状 ・排水量の見直し ・財政収支の見直し ・現状の問題点、課題
第2回	令和6年8月9日(金) 午後1時30分から 洲本市役所4階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の使用料体系 ・使用料見直しの事例整理 ・使用料見直しの方向性
第3回	令和6年10月9日(水) 午後1時30分から 洲本市役所3階 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料見直し(案)